

令和6年度埴町奨学生募集要項

令和6年度埴町奨学生を下記のとおり募集しますので、奨学資金の貸付を希望される方はお申し込みください。

1. 募集対象

埴町在住者で埴中学校または高等学校の第3学年に在学し、令和6年4月に高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程または2年以上の課程）、大学（短大・大学院を含む）に進学を希望している方または現に在学している方。

※ 埴中学校を卒業する又は卒業していることが要件になります。

2. 募集人数 全体で3名程度

3. 貸付期間及び貸付額

(1) 貸付期間 令和6年4月から在学する学校の正規の修業期間

(2) 貸付額

高校生、高等専門学校生、専修学校生（高等課程）

…………… 月額 15,000円以内

大学生（短大生・大学院生含む）、専修学校生（2年以上の課程）

…………… 月額 50,000円以内

※ ただし私立大学にあつては 月額 60,000円以内

(3) 利息 無利息

※ 返済にあたって支払が遅延した場合は遅延利息が生じます。

4. 貸付を受ける方の要件

(1) 埴町に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、品行正しく学術に優れ、心身が健康であること。

(2) 経済的理由により修学が困難と認められること。

※世帯年収が790万円以下（政策金融公庫教育一般貸付基準を参考）

(3) 国または他の団体から同種の奨学資金の貸付、または給与を受けないこと。

5. 申請手続き

(1) 当教育委員会指定の奨学生願書（第1号様式）に在学する学校長の発行する奨学生推薦調書（第2号様式）およびその他指定する書類を添えて、当教育委員会に提出してください。

6. 奨学生の選考及び採用

前記の願書を審査し、必要性が高いと思われる方に対し作文の提出を求め面接を実施して奨学生を決定します。

作文の題名及び面接の日程等については、願書受付後通知します。ただし、書類審査の結果、選考要件等に該当しない時はこの限りではありません。

奨学生を決定したときは、申請人及び奨学生が在学する学校長に文書でその旨を通知します。

7. 返還誓約書及び在学証明書の提出

4月になりましたら在学する学校の在学証明書とともに返還誓約書を提出していただきます。

返還誓約書においては、親権者等及び町内に住所を有する方が連帯保証人となり、自署し印鑑証明書を添付していただくこととなります。親権者等以外の連帯保証人の方については、奨学生とは別世帯で、町民税が課税されていてすべての町税に未納がないことが条件となります。

8. 奨学資金の貸与

奨学資金は、4月から7月までの分を7月に、8月から11月までの分を11月に、12月から3月までの分を3月に親権者等の口座に振り込みます。

9. 在学証明書等の提出

毎年4月30日までに、在学証明書及び前年度の成績証明書を提出してください。

10. 奨学資金の返済

最後の貸与を受けましたら、奨学資金返還明細書を提出してください。

卒業の月の6ヶ月後からその金額を月賦または年賦で10年以内に返済していただきます。

11. 奨学生願書の提出期限

令和6年2月22日（木）までに提出してください。

12. その他

不明な点は埴町教育委員会 学校教育課 管理係にお問合わせください。

問合せ先

埴町教育委員会 学校教育課 管理係

TEL 0247-43-4050 FAX 0247-43-1883

E-mail kyoiku@town.hanawa.fukushima.jp

〒963-5405 福島県東白川郡埴町大字埴字桜木町 80 番地